

諮問庁：警察庁長官

諮問日：平成29年10月27日（平成29年（行情）諮問第418号）

答申日：平成30年1月31日（平成29年度（行情）答申第452号）

事件名：「特定課職員の復命書 H28年度（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「特定課職員の復命書 H28年度（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-3号により警察庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

発達障害者支援法上の発達障害者の定義、判断手続、判定機関の規定がない。それゆえ、法5条1号に該当しない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

本件審査請求の対象である原処分に係る本件開示請求において、審査請求人は、「特定課職員の復命書 H28年度（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」の開示を求めている。

2 原処分について

処分庁は、本件開示請求に係る行政文書については、その存否を答えることが、特定の課に発達障害者がいるか否かに関する情報を開示することとなるところ、当該情報は、法5条1号に該当することから、法8条の規定に基づき、本件開示請求を拒否することとし、法9条2項の規定に基づき、不開示とする決定を行い、行政文書不開示決定通知書（平成29年7月5日付け平29警察庁甲情公発第111-3号）により、審査請求人に通知した。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、発達障害者支援法（平成16年法律第167号）上の発

達障害者の定義，判断基準，判定機関の規定がないため，法5条1号に該当しない旨を主張している。

4 原処分の妥当性について

法5条1号は，「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって，当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述等（文書，図画若しくは電磁的記録に記載され，若しくは記録され，又は音声，動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより，なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」について，同号イからハまでに掲げる情報を除き，不開示情報としている。

また，法8条は，「開示請求に対し，当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで，不開示情報を開示することとなるときは，行政機関の長は，当該行政文書の存否を明らかにしないで，当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

特定の課に発達障害者がいるか否かに関する情報は，他の情報と照合することにより，特定の個人を識別することができることとなるものであり，また，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあり，かつ，法5条1号イからハまでに掲げる情報のいずれにも該当しないことから，法5条1号の不開示情報に該当する。

また，本件開示請求に係る行政文書の存否を答えることは，特定の課に発達障害者がいるか否かに関する情報を開示することとなることから，法8条に該当する。

5 結語

以上のとおり，本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで，本件開示請求を拒否することとして不開示とした原処分は，妥当なものである。

よって，諮問庁としては，本件について原処分維持が適当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- ① 平成29年10月27日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年1月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，「特定課職員の復命書 H28年度（発達障害者支援法上の発達障害者のもの）」である。

審査請求人は、発達障害者支援法に発達障害者の定義及び判断手続等の規定がないため、本件対象文書の存否を明らかにしたとしても、法5条1号にいう個人情報を開示することにはならない旨主張しており、諮問庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで同号に該当する情報を開示することになるとして、本件対象文書の存否を明らかにせず、不開示とする原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 本件開示請求の趣旨について

本件開示請求の趣旨について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

- (1) 審査請求人は、警察庁情報公開室の窓口において、本件対象文書名を記載した行政文書開示請求書を提出した。
- (2) 処分庁の担当者は、審査請求人に対し、「復命書とはどのような文書を想定しているのか。」と確認したところ、審査請求人は、「警察庁の特定課に所属する発達障害がある職員が作成した何らかの文書である。」旨を申し述べた。
- (3) 処分庁の担当者は、審査請求人の説明から、本件対象文書は、発達障害者支援法上の発達障害者に該当する警察庁の特定課の職員が平成28年度中に作成又は取得した行政文書であると解した。
- (4) なお、発達障害者支援法は、「発達障害」及び「発達障害者」について以下のとおり規定している。

ア 発達障害（発達障害者支援法2条1項）

自閉症，アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害，学習障害，注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの。

イ 発達障害者（発達障害者支援法2条2項）

発達障害がある者であって発達障害及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるもの。

3 本件対象文書の存否応答拒否について

- (1) 上記2の諮問庁の説明によれば、本件対象文書は、発達障害者支援法にいう発達障害者に該当する警察庁の特定課の職員が平成28年度中に作成又は取得した行政文書である。

本件対象文書の存否を答えることは、警察庁の特定課における発達障害がある職員の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなり、本件存否情報を端緒として、同課等に所属する職員が、同課員の中から発達障害がある職員を探索し、また、他の情報と照合することにより、発達障害がある特定個人が推認されるおそれがあるものと認められる。その結果、発達障害があるという、個人の機微な情報が明らかとなって、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものと認めら

れる。

(2) したがって、本件存否情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある法5条1号本文後段の不開示情報に該当するものと認められ、また、当該情報が同号ただし書イないしハに該当すると認めるべき特段の事情も存しない。

(3) したがって、本件対象文書の存否を答えることは、それだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したことは、妥当であると認められる。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久